

令和8年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内  
（栄養士）

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	栄養士
採用予定人数	1名
職務内容	・公立保育園巡回指導 ・献立作成業務 ・衛生管理業務 ・食材費集計業務 等
勤務地	保育運営課（柏市柏五丁目10番1号（柏市役所別館3階））

2 任期

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価（初任給）：1,540円

※ 要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.2625月分の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給する。（6か月に満たない場合は勤務期間によって減額する。）

※1 人事院勧告により、年度中に支給割合が変更となる場合有

※2 新規採用者は採用月による

(3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上あり、週15時間30分以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.0625月分の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給する。（6か月に満たない場合は勤務期間によって減額する。）

(4) 勤務時間

ア 勤務時間 8時間30分～17時00分（うち休憩時間60分）

1日当たり7時間30分（時間外勤務 有）

イ 勤務日 月～金曜日（休日に勤務を命じることが有）のうち週3日

ウ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(5) 休暇

年次有給休暇及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

ア 年休付与日

当初採用時点の任期が6か月以上の職員  
 当初採用日に付与（以降，1年ごとに付与）

イ 当初採用時点の任期が6か月未満の職員

当初採用日から6月後の1日に付与（ただし，初回年休付与までに6か月以上の任期が定められて更新された職員は，更新日に付与（以降，1年ごとに付与））

ウ 付与日数

週の所定勤務数	3日以上
月の所定勤務数	11日～14日
継続勤務 6か月	5日

（注）1週間の勤務日が4日（1月の勤務数が18日，1年の勤務日が216日以下でも，1週間の所定勤務時間が29時間以上ある場合は，「5日以上」として取り扱う

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有

イ 雇用保険の適用 有

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

#### 4 受験（応募）資格

- (1) 栄養士法に基づく栄養士の免許を受けていること
- (2) 業務経験及び専門的な知見を有してしていること
- (3) 心身共に健康で体力に自信があること
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した方

※ 年齢要件は，定めのないものとする。

#### 5 選考試験の実施日，実施場所，試験種目及び試験内容

試験日	随時	詳細は，受験申込者に別途通知する。
試験場所	柏市役所 保育運営課	
試験種目・試験内容	書類審査	選考申込書に基づき，採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について，人物面から審査する。

## 6 申込（応募）方法

### (1) 提出書類

- ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
- イ 栄養士免許証の写し

### (2) 申込受付期間

随時（郵送可）※9月入職申し込みは令和8年7月3日（金）必着

### (3) 申込先

柏市こども部保育運営課 指導運営係（給食班）  
〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

## 7 合格の決定及び採用

### (1) 合格の通知

選考後15日以内に決定し、選考受験者に通知する。

### (2) 採用時期

合格者は、通知の後、就労の意思確認後採用する。入職決定日の3か月以内に、自費にて受診した健康診断書（項目指定あり）を入職日前日までに提出する。

### (3) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。

### (4) 柏市議会の議決の特例

会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。

### (5) 合格者の決定方法の特例

合格者の決定に当たっては、令和7年度に採用している職員にあっては、採用期間の業務内容を評価する人事評価の結果を活用し、新規で募集する職員にあっては、当該人事評価と同等の選考基準を基に実施する面接等の方法による選考結果を活用し、それらの結果の上位の者から採用する者を決定するものである。